

郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託仕様書

1. 目的

山岳信仰・白山信仰では、石川・福井・岐阜の3か所から白山へ参詣する道（白山禅定道／文化庁「歴史の道百選」選定）が開かれ、それらの起点には馬場と呼ばれる参詣拠点があった。岐阜県における馬場（美濃馬場）は郡上市白鳥町の長滝白山神社・長瀧寺におかれ、同社の宮司家である若宮家の主屋は岐阜県重要文化財に指定されている。

郡上市では、中部縦貫自動車道や濃飛横断自動車道の全通を見据え、参詣道とその周辺エリアについて、白山信仰に関わる歴史文化・古道・民俗芸能・有形文化財・食文化・歴史的建造物等の資源、並びにエリア内の博物館・道の駅等の既存施設を結び付けて、「白山古道」としてブランディングする計画である。これにより、エリア価値を向上させ、インバウンドの受け入れ等により経済の好循環を生み出し、歴史文化の保全と地域再生を図りたいと考えている。

本事業では、「白山古道」エリアの入り口となる長滝白山神社の宮司家・若宮家住宅等を、文化財としての価値を保持しつつ地域再生につながる手法でもって、官民連携により保存活用する方法を調査する。

2. 業務名

郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託

3. 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4. 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 現状・課題の整理
- (2) 資源等調査（文化財調査、資源調査）
- (3) 基本計画の策定・提案（若宮家住宅等保存活用基本計画、若宮家住宅等耐震対策基本計画、長滝地区再生計画）
- (4) 検討会の開催
- (5) 報告書のとりまとめ

5. 業務内容の詳細

(1) 現状・課題の整理

- ① 若宮家住宅等を官民連携で保存活用する視点からの、対象地域の現状と課題を整理すること。

(2) 資源等調査

- ① 文化財調査
 - (ア) 事業化検討の一環として、若宮家の敷地内にある建物について、文化財の観点から調査する。
 - (イ) 内容は、構造、劣化度、文化財価値等を調査するとともに、保存と活用を図る上での課

題を把握すること。課題には、公法上の規制等を含める。

(ウ) 調査には、文化庁文化財建造物修理主任技術者講習会の修了者（以下、「文化財建造物修理主任技術者」という。）が1名以上、業務に携わること。

② 資源調査

(ア) 事業化検討の一環として、資源調査を行うこと。調査対象区域は、郡上市白鳥町長滝地区とする。

(イ) 対象とする資源は、白山信仰に関わる歴史、伝統芸能、美術工芸品、食文化、歴史的建造物等の文化的資源、及び博物館、道の駅等の既存の文化・産業振興施設等で、官民連携による活用を進めるうえで活用可能性があると考えられるものとする。

(ウ) 内容は、本業の目的を達するための活用可能性、活用方法、課題等を把握すること。課題には、公法上の規制等を含める。

(3) 基本計画の策定・提案

① 基本計画は、若宮家住宅等保存活用基本計画、若宮家住宅等耐震基本計画、長滝地区再生計画の3種類とする。

② 前項の3種類の計画において、岐阜県重要文化財に指定されている若宮家住宅主屋に関する部分にあっては、岐阜県重要文化財としての価値を保持する内容とし、文化財建造物修理主任技術者が携わること。また、本市の指示により岐阜県等との協議を行うこと。

③ 若宮家住宅等保存活用基本計画は、(2) ① (ア) で対象とした建物について、保存修理と整備活用の両面から検討した内容とすること。整備活用は、官民連携による運営管理を前提とし、具体的な事業手法、導入機能、事業費、資金調達方法、運営手法等を検討すること。

④ 若宮家住宅等耐震対策基本計画は、(2) ① (ア) で対象とした建物について、利用者の安全確保を前提に、文化財的価値を考慮した耐震対策計画とすること。

⑤ 長滝地区再生計画は、官民連携により若宮家住宅等を保存活用する方策を検討した計画とすること。具体的には、地域に根差し、かつ地域に雇用と内発型産業を創出する持続可能な事業体制について、事業手法の提案、スキームの整理、類似事例の提示、事業化プロセスの提案、想定される課題の提示等である。

(4) 検討会の開催

① 官民連携により若宮家住宅等の保存活用を進めるうえでは、地元住民、及び市内関係事業者や団体等（以下「地元住民等」という。）の機運醸成が欠かせないことから、地元住民等を対象とした検討会を開催すること。

② 検討会では、若宮家住宅等の保存活用に係る地元住民等の意見を聴取し、事業化の計画に反映させること。

(5) 報告書のとりまとめ

① 調査結果は、報告書（図面を含む）にとりまとめ、デジタルデータで納入すること。なお、これらの成果品はすべて本市に帰属し、受託者は、本市の許可なく第三者に公表、貸与または使用してはならない。

- ② 報告書の取りまとめにあたっては、関係者以外にも分かりやすく、理解しやすいように整理・作成すること。その際、国土交通省から提供されたフォーマットを参考に作成すること。国土交通省のフォーマットは次の URL に掲載されている。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000066.html

- ③ 調査終了後、報告書の内容について国土交通省、及び本市から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合は、適宜対応すること。
- ④ 調査終了後、国土交通省の第三者委員会において、先導的官民連携支援事業による補助を受けた調査の中から任意に選定の上、調査結果について報告を求められることがあるので、これを念頭に検討内容を精査し、分かりやすい報告書の作成等を行うこと。
- ⑤ 提出された報告書は、国土交通省、及び本市がホームページ等で公開することがある。

6. 情報の管理

受託者は、本業務に関する資料を書面または電磁的記録により履行期間終了後の翌年から5年間保存し、本市が該当情報を必要としたときに提供すること。

7. 再委託の禁止

受託者は、本業務について一括して第三者に委託しまたは請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる場合は、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、予め書面により本市へ届け出るものとする。

8. 情報セキュリティの確保

- (1) 本業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。
- (2) 委託期間終了後も同様とし、再委託を受けた事業者も受託者と同様の管理を行うこととする。なお、本市は受託者等に対し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、個人情報の取り扱いについて報告を求め、調査できるものとする。
- (3) その他の要件は委託契約書約款による。

9. その他留意事項

- (1) 本業務は、国土交通省の「令和8年度先導的官民連携支援事業」による国庫補助金を受けて実施するものであることを了知しておくこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。また、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する関係法令に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (3) 本業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。また、情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。
- (4) 受託者の故意または過失により、本市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を賠償しなければならない。

(5) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議すること。